平成２６年（フ）第１５号
群馬県沼田市上原町1708番地５
債務者　新井喜久江
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
岐阜県中津川市中津川1010番地の201　中津川第三雇用促進住宅２―103
債務者　本庄　義和
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１４６号
愛知県春日井市高座台５丁目３番地79
債務者　丹羽　　功
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１４９号
愛知県江南市慈光堂町北174番地２
債務者　水野すみ子
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０４号
香川県高松市鶴市町228番地１
債務者　川股　清子
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１１号
香川県高松市国分寺町国分779番地１　レオパレスドリーム109号
債務者　本多　幸二
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１６号
香川県高松市松縄町50番地11　第２グリーンハイツ102号
債務者　出石実千代
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５号
福岡県大牟田市上屋敷町１丁目９番地８　ジャスティス上屋敷102号
債務者　志水健一朗
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第６０７号
大阪府豊中市栗ケ丘町11番２号
債務者　友村　一彦
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５８号
大阪府大東市北条１丁目14番33号　北条ハイツ301号
債務者　大平　悦嗣
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７６号
大阪府高槻市登町19番Ｂ16―207号
債務者　山本壽賀子（旧姓向井）
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８５１号
大阪市城東区諏訪４丁目８番６号　サニーハイツ深江503号
債務者　梁本正美こと　朴　　正美
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６０号
大阪市都島区高倉町３丁目４番32―1403号
債務者　宮原　昭博（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０３２号
大阪市旭区新森５丁目７番２号、前住所大阪市旭区新森７丁目５番31号
債務者　三貴こと　大賀　貴盛
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１０４号
大阪府寝屋川市明徳２丁目13番23―205号
債務者　池田　進侲
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９２号
大阪市都島区都島南通１丁目３番18号　奥村第５マンション２Ａ号
債務者　村中　公子
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２３２号
大阪府高槻市浦堂本町48番２号
債務者　林　　邦浩
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部